



ワイズメンズクラブ 担当主事ハンドブック

日本 YMCA 同盟

はじめに

1981年1月、世界YMCA同盟とワイズメンズクラブ国際協会の代表は、ジュネーブでこの二つの団体の協力関係の原則を採択した。日本においてYMCA運動が誕生してから140年を経過し、またワイズメンズクラブ運動は、1928年に大阪YMCA内に初めて設立され、既に約100年が経とうとしている。現在ワイズメンズクラブとYMCAは共通の基盤に立つ良きパートナーとして活動を共にしている。

日本のYMCAは日本YMCA同盟中期計画(2014-2016)において、YMCAブランドの再生に取り組み、日本YMCA中期計画2020(2017-2020年)においてYMCAブランドコンセプトを定め、新たなロゴやスローガンを発表した。更にはYMCAの事業領域を整理し事業戦略の立案に着手している。その中においてワイズメンズクラブとYMCAにおける更なる関係強化に取り組む中でワイズ・YMCAパートナーシップ検討委員会が2017年に立ち上がり双方の代表が継続的に協議をしている。今回、発行する担当主事ハンドブックはその委員会メンバーが中心となり、双方のパートナーシップ強化において重要な役割を担う担当主事のあるべき姿(姿勢)や役割をまとめ、日本YMCA同盟より発行されるものである。

これはいわゆるマニュアルとは異なる。生きた人間の生きた組織であるYMCAとワイズメンズクラブの間に働く担当主事の立場は千差万別、その身のこなし方もまた刻々の調整が必要であろう。それぞれの担当主事は自分自身の手引きを作り上げることが求められている。各YMCAの総主事、ブランチ主任主事はもとより、各クラブ担当主事は新しく任命される度に、本書をそれぞれの働きに参照されることが期待される。また毎年交代する新クラブ役員と部役員、区役員も、是非本書を研修用のテキストに使ってくださるようお願いする。本書が広く用いられ、改訂を経て、長く利用されるならば幸いである。

2020年3月

ワイズ・YMCAパートナーシップ検討委員会

【本ハンドブックにおける呼称に関する留意点】

現時点では、東日本区では担当主事、西日本区では連絡主事という呼称を使用しています。東日本区では、昨年までに定款改定に際して、担当主事の呼称が確認されましたが、パートナーシップ検討委員会での協議を通して東西ワイズの歴史的背景を重視しつつも、担当主事として統一していく方向性が確認されています。西日本区での正式な承認を得るまでは仮となりますが、本ハンドブックでは、「担当主事」として呼称を用います。

2020年3月 日本YMCA同盟(担当 光永尚生)

世界 YMCA 同盟とワイズメンズクラブ国際協会

との間で結ばれた協力関係の原則

前文 1 世界 YMCA 同盟とワイズメンズクラブ国際協会は、共にキリスト教精神に基づいて活動し奉仕する団体である。

前文 2 この二つの世界的団体は国際感覚を共有する組織として相互の啓発と調整によって活動を進める責任を有する。

前文 3 両者は現在においても将来においても相互に独立して存在すべきものである。

以上の前提に基づいて次の事項を確認する。

世界 YMCA 同盟とワイズメンズクラブ国際協会は、新たな次元に協力関係を樹立することが求められている。この新しい協力関係のもとに、YMCA およびワイズメンズクラブは各個 (Local)、各国 (Nation)、各地域 (Area)、さらに世界 (World) の各レベルで、独自にまたは協調して成長発展し、奉仕を続けることが望ましい。

ここに世界 YMCA 同盟とワイズメンズクラブ国際協会は、以下の「協力関係の原則」を採択する。

1. 両者はキリスト教精神に基づき、人々に奉仕することを目的とし、その奉仕はあらゆる人々に対して、わけ隔てなく行われることを確認する。
2. 両者の協力関係は、まず両者の共通目的が何であるかを自覚することから始め、その上で具体的課題、プログラム、事業を選定するという手順で協働・支援してゆくことにする。
3. 両者はこの過程で、同等の責任を負うことを確認し、構想の段階から計画の立案、資金負担、実施、反省、評価の段階まで、等しく分担することを期待する。
4. 両者は協力して、いかなることを実行するにあたって、お互いに等しく恩恵を与え、また恩恵に浴することを期待する。
5. 両者は、各地方や、各国、地域さらには世界のレベルで、各々自由に相互に参画し合うことができるようにし、このようにして、協力関係の強化をはかることを期待する。
6. 協力関係の効果は両者の信頼と協力の上につつまのものであり、協力関係を保持することで、お互いに多くの潜在的な恩恵が得られ、さらにお互いに協力しうる方法で助け合いながら、相互の発展を助長しあうことを認識する。このことは特に YMCA がワイズメンの拡張とその会員の増加をより一層強力に支援することによって逆に、YMCA のサービスクラブとしてのワイズの潜在能力が増大することでも明らかである。

ワイズメンズクラブの目的とワイズ信条

1. ワイズメンズクラブ国際協会の目的

ワイズメンズクラブ国際協会は、イエスキリストの教えに基づき、相互理解と敬愛の思いに結ばれて、あらゆる信仰の人々が宗教信条の相違を越えて、ともに働く世界的友好団体であり、YMCA に対する忠誠心をともにしつつ、活発な奉仕活動を通じてリーダーシップを開発し、助長し、提供して、全人類の為よりよい世界を築くべく尽力するものである。

- ・個人的にもまた協同のわざとしても、その奉仕活動を通じて YMCA の活動を支援する。
- ・その他ワイズメンにふさわしい団体を支援する。
- ・地域社会や国際的な問題にかかわり、一党一派に偏しない正義をたえず追求する。
- ・宗教・社会・経済・地域・国際などの諸問題について会員を啓発し、これに積極的に参加連帯させる。
- ・健全な交友関係をつくり出す。

2. ワイズの信条

- ・自分を愛するように、隣人を愛そう
- ・青少年のために YMCA につくそう
- ・世界的視野をもって、国際親善をはかろう
- ・義務をはたしてこそ、権利が生じることをさとそう
- ・会合には出席第一、社会には奉仕第一を旨としよう

日本 YMCA 基本原則と YMCA ブランドコンセプト

1. 日本 YMCA 基本原則

私たち日本の YMCA は、イエス・キリストにおいて示された愛と奉仕の生き方に学びつつ、世界の YMCA とのつながりのなかで次の使命を担います。

- ・私たちは、すべての人々が生涯をとおして全人的に成長することを願い、すべてのいのちをかけがえのないものとして守り育てます。
- ・私たちは、一人ひとりの人権を守り、正義と公正をもとめ、喜びを共にし痛みをわかちあう社会をめざします。
- ・私たちは、アジア・太平洋地域の人々への歴史的責任を認識しつつ、世界の人びとと共に平和の実現に努めます。

2. Y M C A Brand Concept (私たちの約束)

Vision (YMCA が実現したい世の中の)

互いを認め合い、高め合う「ポジティブネット」のある 豊かな社会を創る。

Value (YMCA がステークホルダーに提供を約束する価値)

したい何かがみつき、誰かとつながる。
私がよく、かけがえのない場所。

Personality (ブランドとして備えているべき個性、らしさ)

心をひらき、わかち合う。
前向きで、まわりを 惹きつける魅力を持つ。

ワイズメンズクラブと YMCA の関係

- 1、ワイズメンズクラブ運動の中心的な目標は、YMCA の使命実現のために展開する各方面の事業・プログラムに個人として、またクラブ全体として奉仕することにある。
- 2、ワイズメンズクラブと YMCA はパートナーである。共にキリスト教精神を基盤に持ち、それぞれが独立し主体性を持つ団体として相互に協力する。
- 3、ワイズメンズクラブは YMCA の中で 1 クラブとして誕生したが現在は独立した存在として YMCA と「協力関係の原則」を結び独立した団体としての関係を持つ。
- 4、ワイズメンズクラブは、社会奉仕団体の一つであるが、YMCA を通して継続的な奉仕活動が可能であるところが、他の奉仕団体にはない特徴である。
- 5、ワイズメンズクラブは YMCA に地域や社会における情報やニーズの存在を知らせ YMCA の担い手（リソースパーソン）を発掘紹介する役割を果たす。
- 6、ワイズメンズクラブは地域社会に関わる様々な社会奉仕に柔軟に取り組み YMCA と協働する。
- 7、ワイズメンズクラブは YMCA のボランティア活動、会員活動の中心的存在として YMCA を支える。

ワイズメンズクラブ担当主事について

1、各クラブ担当主事とは

- (1) 担当主事は所属 YMCA 総主事の任命により、ワイズメンズクラブを担当する YMCA スタッフである。クラブ内ではメンバーと同じくクラブの一員（会員）である。
- (2) 担当主事の基本的な役割は、ワイズメンズクラブと YMCA のパートナーの関係を正しく維持、発展させることにある。

2、担当主事の経緯等

(1) 経緯

ワイズダムが発展の段階において担当主事の働きも大きく変わってきた。YMCA 内の一クラブとしてのワイズメンズクラブが成立した当初、担当主事はクラブ運営の中核にある実質的なクラブセクレタリーであった。理事のスタッフとして「理事秘書」と呼ばれ、区の運営にも大きな関わりを持っていた。

(2) 呼称について

ワイズメンズクラブに関わる主事は古くから「担当主事」と呼ばれてきたが、1991年7月からは「連絡主事」と呼ぶようになった。しかし、連絡主事という呼称が単に YMCA の連絡担当というイメージが強いため、東日本区では区発足を機に再び「担当主事」と呼ぶことになった。現在、西日本区においても「担当主事」と変更すべく呼称の統一に向けて必要な手続きが進められている。

3、担当主事統括者について

一つの YMCA に関係する複数のワイズメンズクラブがある場合、担当主事は複数になる。この場合総主事は「担当主事統括者」を任命し、これら複数の担当主事へのオリエンテーションと担当主事間の連絡・調整・助言に当たらせる。

- (1) 担当主事間の連絡を密にするために必要な情報の提供、指導助言を行う。
- (2) 年に適当回数、担当主事全体の打合せ会（又は研修会など）を開き、情報の交換と YMCA からワイズメンズクラブへの期待や要望を集約する。
- (3) YMCA 機関紙にワイズメンズクラブの奉仕や寄付などの情報を掲載する。
- (4) 新任の担当主事へのオリエンテーションを行う。
- (5) 各クラブにおいて、すべての会員が YMCA 会員（維持会員など）に登録するための説明や働きかけを行い、担当主事をサポートする。
- (6) 担当主事が関係部会、区大会などに出席できるように YMCA に働きかける。

4、東西日本区担当主事について

東西日本区を担当する主事は、担当主事とは異なり「東日本区担当主事」、「西日本区担当主事」と呼称される。日本 YMCA 同盟はワイズメンズクラブ国際協会東日本区、西日本区との連絡を一層深くするため同盟主事を区担当主事に任命している。同盟総主事が任命したものを、それぞれの区理事が委嘱する。

- (1) 区担当主事は東西日本区と日本 YMCA 同盟及び各 YMCA の意思疎通、情報発信・共有のために機能する。
- (2) 区担当主事は区大会、役員会、代議員会に列席し意見を述べることができる。
- (3) 区担当主事は東西日本区の長期計画、年度事業方針策定に関して意見を述べることができる。

担当主事の役割

ワイズメンズクラブの運営は次の規範に基づいて運営される。

- (1) ワイズメンズクラブ国際協会の国際憲法
- (2) ワイズメンズクラブ東日本区、ワイズメンズクラブ西日本区の定款
- (3) 各クラブの会則　ワイズメンズクラブはボランティアな会員組織として、年々選出される会長、副会長、書記、会計、その他の役割を中心に自主運営されることが、創設以来のあるべき姿である。担当主事は、クラブ自主運営のために YMCA よりの助言者として補完的に機能する。

1、クラブにおける担当主事の役割

- (1) 担当主事は、YMCA とワイズメンズクラブとの良好な関係作りのため積極的に働く。YMCA の現状、課題、期待を、そのクラブの現状に応じて伝達するなど、情報伝達や意思の疎通を図る。
- (2) 担当主事は、YMCA が志している社会的、国際的な働きがワイズメンズクラブの奉仕の働きとなるようにワイズメンズクラブへ働きかける。
- (3) 担当主事は、ワイズメンズクラブによる長期的視野に基づく社会奉仕の展開を、YMCA の事業展開のチャンスやヒントとして捉え、YMCA 事業に活かすような視点を持って取り組む。
- (4) 担当主事は、YMCA のプログラムにワイズメンと家族ができるだけ参加するように働きかける。
- (5) 担当主事は、ワイズメンズクラブの会員から YMCA の新しいリーダーシップ（人材）を発見し、YMCA の担い手となるよう働きかける。
- (6) 担当主事は、YMCA の学生やユースボランティアなどを将来のワイズメンズクラブの会員としてつなげてゆく。また YMCA のプログラム参加者とワイズメンズクラブとをつなげる役割も担う。
- (7) 担当主事は、ワイズメンズクラブの各方面にわたる情報を吸収し、それを YMCA の新しいプログラムに活かす役割を担う。
- (8) 担当主事には訓練を受けたグループワーカーとして、組織としてのクラブ運営の助言者としての働きが期待される。
- (9) 担当主事はクラブが長期計画、年間計画をたてる時、資料を提供し、協議に参加する。
- (10) 担当主事は月例会に出席する。またクラブ役員会、その他の会合、イベントには必要に応じて列席または参加する。
- (11) 担当主事は、クラブが毎月発行するブリテンに YMCA の奉仕活動予定、活動情報

をはじめ、パートナーとしての関係を維持する上で必要な情報の提供を行う。

- (12) 担当主事は、自らがクラブの例会、役員会に出席できないときは、代理の職員を出席させ情報の提供、収集に努めなければならない。

2、所属 YMCA における責務

- (1) 担当主事は、ワイズメンズクラブの活動や奉仕の全体を YMCA の会員、プログラム参加者、スタッフに機会あるごとに啓発し、情報を提供して正しい理解につとめる。
- (2) 担当主事はワイズメンズクラブの各方面にわたる情報を吸収し、それを YMCA の新しいプログラム展開のチャンスやヒントとする役割を担う。
- (3) 担当主事は、問題が生じた場合は、担当主事統括者又は総主事に報告し、指示を受ける。
- (4) 担当主事はワイズメンズクラブの奉仕の精神を YMCA 機構の中に反映し、YMCA 業務の中に生かす。

3、担当主事の会費、集会等への参加費用、献金に対する扱い

ワイズメンズクラブにおける担当主事（統括者、区担当主事を含む）の役割は YMCA においては職務である。よって所属クラブまたは各部、各区において発生する会費、集会等への参加費用、各クラブにおいて予算化されるファンド等は個人負担としない。

- (1) 担当主事クラブ会費については全額クラブ負担のケースが多いが、クラブで負担がない場合は所属 YMCA において負担する。
- (2) BF・TOF などの献金（ファンド）は会計予算に組み込まれているクラブでは、クラブ負担の場合が多いが、それ以外の場合は所属 YMCA において負担する。
- (3) 部会、区大会の参加費は所属クラブ又は所属 YMCA が負担する。
- (4) 上記、(1)～(3) 以外に個人の意思において行うワイズダムに伴い発生する費用について個人負担する場合がある。
- (5) 所属 YMCA の人事において担当主事等の役割を終えた場合でも、ワイズメンズクラブと YMCA との歴史的な背景や関係性から考え、YMCA スタッフが継続的にクラブに所属する場合、その会費等を所属 YMCA が負担することが望ましい。

あとがき

2019年6月の日本YMCA同盟協議会において日本のYMCAは4つの事業領域を定めた。その中における4つ目の領域として、全ての世代における「社会貢献」を掲げ、災害支援、いじめ問題、発達支援、平和への取組みなどの広きにわたる社会問題を解決するための活動に取り組むことを宣言した。そしてこの領域こそ、まさにワイズメンズクラブと手を携えて共に活動していく領域である。

ワイズメンズクラブとYMCAは、「共に」ミッションを見据えて、社会の只中で針路を見失うことなく進まなければならない。その「共に」在るために、担当主事の役割、責任は大きい。そのことを十分理解し、連結ピンとしての役割を果たすことを願い本ハンドブックの改訂を行った。まずは、ワイズメンズクラブのフェロークシッブの豊さに加わり、楽しむこと、そして、人と人がつながること、共感することへの喜び、そして、地域のニーズに気付く感受性に裏打ちされたときに「みつかる。つながる。よくなっていく。」の姿が実践されると考える。ワイズメンズクラブの活動、YMCAの会員活動共に、相互に良き相乗効果が生まれることを望むものである。

ワイズメンズクラブとYMCAのミッションの中に、共に「キリスト教精神に基づき」、「イエス・キリストにおいて示された愛と奉仕の生き方に学び」とあります。この世にあって、「地の塩、世の光」となるよう本ハンドブックが用いられることを願うものである。

(ワイズ・YMCA パートナーシップ検討委員会 岩本 悟、有田征彦)

ワイズメンズクラブ東西日本区

「担当主事ハンドブック」

2020年3月 発行

発行：日本YMCA同盟

監修：ワイズ・YMCA パートナーシップ検討委員会